

Information

02 介護保険料を改定しました

介護保険制度は、介護が必要な高齢者を社会全体で支えることを目的に創設された制度です。

65歳以上の介護保険料は、これまでの介護給付実績や要介護認定者数などを踏まえ、3年間で必要な介護サービス費用の総額見込みに基づいて1人当たりの額を算出し、3年ごとに見直しています。また、今回の保険料から、負担能力に応じた保険料負担の段階設定を見直し、令和6年度から保険料の標準段階を9段階から13段階にしました。新しい段階設定で算定した令和6年度の保険料は、7月中旬に通知します。

■第9期(令和6～8年度)の所得段階別の保険料 (基準額＝年額 83,400円)

所得段階	対象者	年間保険料	所得段階	対象者	年間保険料
第1段階	▶生活保護受給者▶高齢福祉年金受給者▶本人の前年の年金収入額と合計所得金額の合計金額から年金所得金額を控除した額が80万円以下	23,769円	第6段階	合計所得金額が120万円未満	100,080円
			第7段階	合計所得金額が120万円以上210万円未満	108,420円
第2段階	本人の前年の年金収入額と合計所得金額の合計金額から年金所得金額を控除した額が80万円超過120万円以下	40,449円	第8段階	合計所得金額が210万円以上320万円未満	125,100円
			第9段階	合計所得金額が320万円以上420万円未満	141,780円
第3段階	本人の前年の年金収入額と合計所得金額の合計金額から年金所得金額を控除した額が120万円超過	57,129円	第10段階	合計所得金額が420万円以上520万円未満	158,460円
			第11段階	合計所得金額が520万円以上620万円未満	175,140円
第4段階	本人の前年の年金収入額と合計所得金額の合計金額から年金所得金額を控除した額が80万円以下	75,060円	第12段階	合計所得金額が620万円以上720万円未満	191,820円
			第13段階	合計所得金額が720万円以上	200,160円
第5段階	本人の前年の年金収入額と合計所得金額の合計金額から年金所得金額を控除した額が80万円超過	83,400円	【問い合わせ】 福祉事務所長寿介護課(介護給付係) ☎ 0220(58)5551		

Information

03 公益的な活動中の不慮の事故を救済します 市民活動総合補償制度

市は、市民が安心して市民活動に参加できるよう、市民活動総合補償制度を設けています。これは、市民活動団体や自治会など、市が関与しない市民活動をしている人が、無報酬で行う公益的な活動中にけがをしたり、誤って第三者を負傷させたりした場合などの不慮の事故を救済する制度です。市が保険料を負担し、保険会社と契約しますので、皆さんが加入の手続きをする必要はありません。

【補償対象者】市内を拠点として継続的、自発的に社会貢献活動に従事し、公益的なサービスを提供している個人や団体

【補償対象活動】社会教育活動、社会福祉・社会奉仕活動、地域社会活動など

【対象外の活動】宗教・政治・営利を目的とした活動、学校行事、銃器を使用する有害鳥獣駆除活動、趣味のスポーツや文化活動、災害救助など緊急時の活動など

【申請方法】事故発生から30日以内に、最寄りの総合支所市民課または市民協働課へ、事故報告書に活動の概要が分かる通知文、お知らせ、参加者名簿などの資料を添えて申請してください

■賠償責任補償(第三者の身体・財物などに損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合)

区分	補償金支払限度額	免責金額
身体賠償	1人につき6千万円 1事故につき2億円	1事故につき1万円 (自己負担額)
財物賠償 (受託物含む)	1事故につき1千万円 (受託物は100万円)	

■傷害補償(活動中に事故で負傷または熱中症などを発症し、通院した場合)

区分	補償金支払限度額
死亡補償	1人につき300万円
後遺障害補償	1人につき9万～300万円(後遺障害の程度による)
入院補償	1日につき2千円(180日を限度)
通院補償	1日につき1千500円(90日を限度)

【問い合わせ】まちづくり推進部市民協働課(市民活動支援係)
 ☎ 0220(22)2173 ☎ 0220(22)9164

Information

01

市の組織が変わりました

市では、4月1日付けで行政組織を改編しました。

【総務部】

▼市民の市政への参画を促す意見などを施策や事業に反映するため、まちづくり推進課の広報係が市長公室に移り、「広報広聴係」に改め、広報活動と広聴機能を強化します。

【まちづくり推進部】

▼総合計画などに基づく大規模事業の推進に向けて効率的な行政運営を図るため、財政経営課が総務部からまちづくり推進部に移りました。

模事業の推進に向けて効率的な行政運営を図るため、財政経営課が総務部からまちづくり推進部に移りました。

【市民生活部】

▼業務連携と災害廃棄物の迅速で円滑な処理を進めるため、環境課の廃棄物対策係を廃止し、環境事業所に「廃棄物対策課」を設置しました。

▼業務連携と災害廃棄物の迅速で円滑な処理を進めるため、環境課の廃棄物対策係を廃止し、環境事業所に「廃棄物対策課」を設置しました。

▼観光と物産の推進体制を強化するため、まちづくり推進部の観光業務が産業経済部に移り、「観光物産戦略課」を設置。課内に「ブランド戦略係」と「観光戦略係」を設置しました。

▼文化財保護と文化・芸術活動の充実のため、文化財文化振興室を「文化財文化振興課」へ格上げし、事務室を歴史博物館から中田庁舎に移転しました。

【産業経済部】

▼観光と物産の推進体制を強化するため、まちづくり推進部の観光業務が産業経済部に移り、「観光物産戦略課」を設置。課内に「ブランド戦略係」と「観光戦略係」を設置しました。

【教育委員会】

▼文化財保護と文化・芸術活動の充実のため、文化財文化振興室を「文化財文化振興課」へ格上げし、事務室を歴史博物館から中田庁舎に移転しました。

【建設部】

▼住宅都市整備課を再編。建築係を「建築営繕課」に格上げし、市の建築工事や修繕に特化した業務に取り組みます。

【教育委員会】

▼文化財保護と文化・芸術活動の充実のため、文化財文化振興室を「文化財文化振興課」へ格上げし、事務室を歴史博物館から中田庁舎に移転しました。

【問い合わせ】

▼総務部人事課(人事研修係)
 ☎ 0220(22)2145

■行政組織改編の概要 ※組織改編のあった部署のみ掲載

	【現行】	【改編後】
総務部	▶市長公室 ・秘書総務係 ・文書法制係 ▶財政経営課	▶市長公室 ・秘書総務係 ・広報広聴係 ・文書法制係 →まちづくり推進部へ
まちづくり推進部	▶まちづくり推進課 ・まちづくり推進係 ・行政改革推進係 ・広報係 ▶観光シティプロモーション課 ・ふるさと定住係 ・観光シティプロモーション係 ▶市民協働課 ・市民活動支援係 ・地域づくり推進係	▶まちづくり推進課 ・まちづくり推進係 ・行政改革推進係 ・ふるさと定住係 →市長公室へ (廃止) →まちづくり推進課へ →産業経済部へ ▶市民協働課 ・市民活動支援係 ・地域交通・交流係 ▶財政経営課 ・財政一係 ・財政二係 ・財政管理係
市民生活部	▶環境課 ・環境政策係 ・生活環境係 ・廃棄物対策係 ▶新型コロナウイルスワクチン接種対策室 ・新型コロナウイルスワクチン接種対策係 環境事業所 福祉事務所 ▶子育て支援課 ・児童福祉係 ・子育て支援係 ・子ども保育係 ・子ども家庭支援係	▶環境課 ・環境政策係 ・生活環境係 →廃棄物対策課へ (廃止) 環境事業所 ▶廃棄物対策課(新設) ・廃棄物対策係 福祉事務所 ▶子育て支援課 ・児童福祉係 ・子育て支援係 ・子ども保育係 ・家庭児童支援係(子ども家庭センター) ・母子保健係(子ども家庭センター)
産業経済部	▶地域ビジネス支援課 ・地域ビジネス支援係 ・ブランド戦略係 ・企業振興係	▶地域ビジネス支援課 ・地域ビジネス支援係 →観光物産戦略課へ ・企業振興係 ▶観光物産戦略課(新設) ・ブランド戦略係 ・観光戦略係
建設部	▶住宅都市整備課 ・住宅係 ・都市整備係 ・建築係	▶住宅都市整備課 ・住宅係 ・都市整備係 →建築営繕課へ ▶建築営繕課(新設) ・営繕一係 ・営繕二係
教育委員会 教育部	▶文化財文化振興室 ・文化財文化振興係	▶文化財文化振興課 ・文化財文化振興係